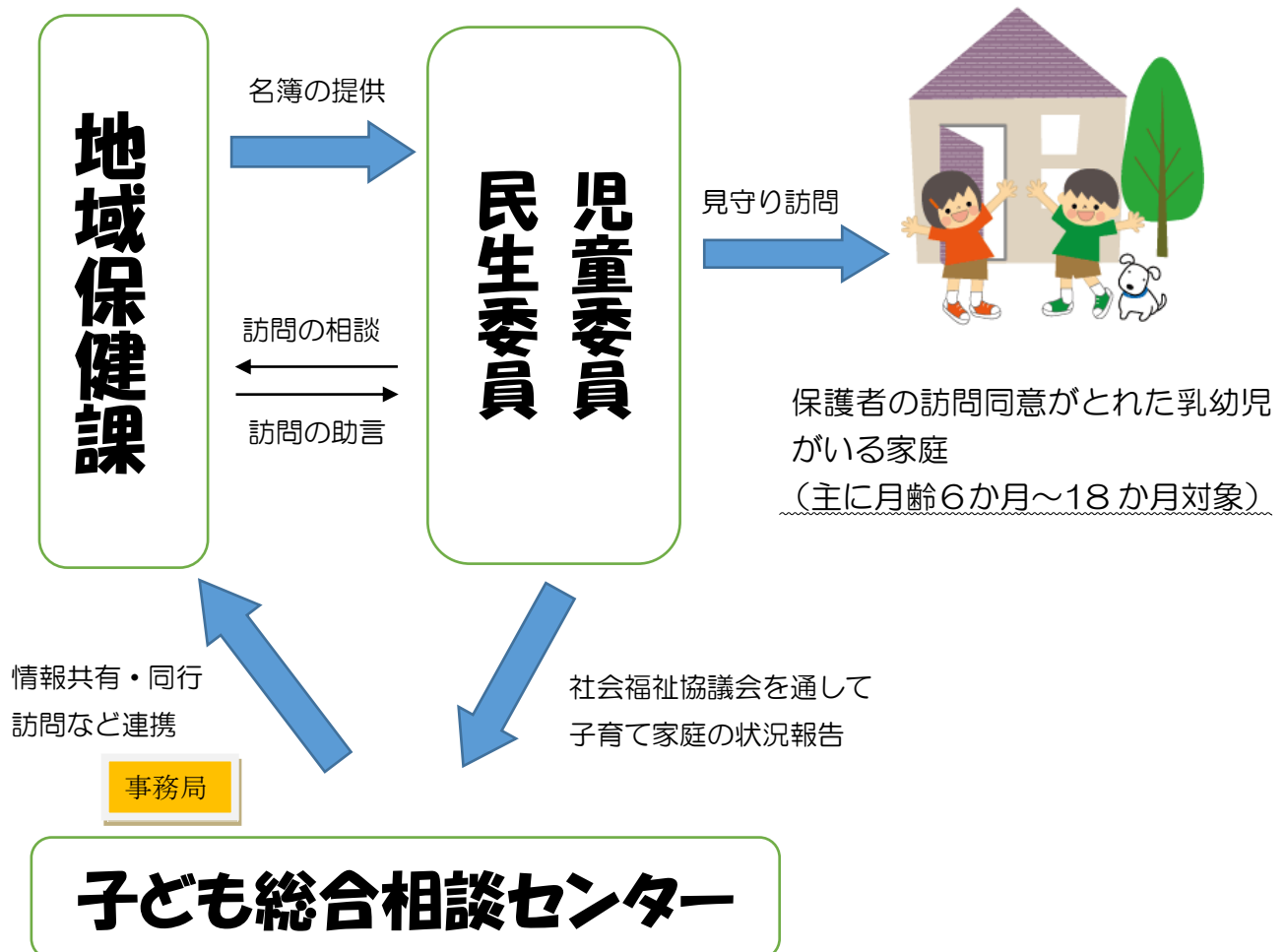


子ども安心・安全見守り訪問事業

平成 27 年度から地域保健課（中央保健センター）の保健師が乳児のいるご家庭を訪問した際に、民生委員児童委員さんによる訪問の同意がとれたご家庭（主に月齢6か月～18か月対象）に対して、地域の民生委員児童委員さんが訪問し、子育てについての情報提供等を行うことで、保護者の不安を軽減し、地域で子どもを見守ることを目的に開始した事業です。

市では、民生委員児童委員さんに見守り訪問をお願いすることで、地域の見守りを活性化させるとともに、子どもの安全の確保に努めていきたいと考えています。



※当該事業の“地域保健課”とは、中央保健センターを指します。